

安全データシート

1. 化学品および会社情報

製品名 ドルフィンモールド
販売元 株式会社レボテック TEL03-5647-1535
住所 東京都足立区谷在家 3-21-18
製造元 株式会社スマート
住所 大阪府大阪市平野区平野西 2-1-20
緊急連絡先 技術部 上田貴康 TEL:06-6797-4096

2. 危険有害性の要約

危険・有害性の分類

危険有害性の要約

GHS分類

絵表示又はシンボル：



物理化学的危険性			
火薬類	区分外	引火性液体	区分外
自己反応性化学品	区分外	自然発火性液体	区分外
自己発熱性化学品	区分外	水反応可燃性化学品	区分外
酸化性液体	区分 2	有機化酸化物	区分外
金属腐食性物質	分類できない		
人健康有害性			
急性毒性(経口)	区分 4	生殖細胞変異原性(単回暴露:経口)	分類できない
急性毒性(経皮)	区分 3	発がん性	分類できない
急性毒性(吸入-蒸気)	分類できない	生殖毒性	分類できない
急性毒性(ミスト-粉塵)	分類できない	特定標的臓器毒性(反復暴露:経口)	分類できない
皮膚腐食性/刺激性	区分 1	特定標的臓器毒性(単回暴露:吸入-蒸気)	区分 1 (呼吸器)
目に対する重篤な損傷性/目刺激性	区分 1	特定標的臓器毒性(単回暴露:経皮)	区分 1 (呼吸器)
皮膚感作性	分類できない	吸引性呼吸器有害性	分類できない
呼吸器感作性	分類できない	発がん性	区分 2
環境有害性			
水生環境急性有害性	区分 2	水生管環境慢性有害性	分類できない

注意喚起語： 警告

物理化学的危険性

危険有害性情報： 危険

皮膚への刺激(H311)

強い眼への刺激 (H319)

火災助長のおそれ：強酸化性物質 (H272)

吸入すると生命に危険（ミスト） (H330)

重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷 (H314)

重篤な眼の損傷 (H318)

呼吸器系の障害 (H370)

長期又は反復ばく露による歯、呼吸器系の障害 (H372)

飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ (H330)

金属腐食の恐れ (H290)

3. 組成及び成分情報

組成、成分情報

単一製品・混合物：混合物

含有物 : 過酸化水素 35%未満
安定剤

4. 応急処置

目に入った場合：コンタクトの有無を確認し、着用している場合は外して直ちに多量の清浄な水で 15 分間以上洗目をする。洗眼後直ちに医師の診断を受けてください。(P305+P351+P338+P310)

皮膚に付着した場合：汚染された衣服を速やかに脱ぎ捨て大量の流水で洗い流す異常が認められる場合はすぐに医師の診断を受ける。(P303+P361+P353)

飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。直ちに医師の診断を受けてください。(P301+P330+P331+P310)

5. 火災時の措置

消火剤 : 周辺環境に応じて消火剤を使う。大量の有機溶剤などと混在する場合は泡、又は粉末二酸化炭素の消火剤を使う。

火災時の対応 : 火の元から即座に離し安全な場所へ移動させる。
出来ない場合は周りに散水する。(P210)

6. 漏出時の措置

少量の場合は出来るだけ回収した後大量の水で洗い流す。大量に漏出した場合は、環境中に漏出しないようにしたあとに水で薄めた後に中和処理をして回収する。また同じ容器に回収しない。(P273)

7. 取り扱いおよび保管上の注意

【取り扱い】 できるだけ換気をよくして取り扱う。保護具を使用して使用する。

【換気が不十分な場合】 呼吸用保護具を着用すること。(P284)

保護メガネ、保護手袋、保護マスク、保護服などを使用する。(P280)

ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。(P260)

【保管】

容器を密閉して換気の良い日のあたらない常温に近い場所で保管すること。

8. 暴露防止および保護措置

管理濃度：未設定

日本産業衛生学会：

A C G I H : 1ppm

保護具：呼吸用保護具 防毒マスク

保護眼鏡 保護眼鏡

保護手袋 ゴム手袋

保護具 作業着、耐薬品性前掛け等

9. 物理的および化学的性質

物理的及び化学的性質

形状 : 液体

PH : 酸性

色 : 無色透明

臭い : 特有の臭い

液性 : 酸性 (2.5%±1)

引火点：引火しない（分解すると酸素ガスが火災を増長する）

10. 安定性および反応性

常温では安定。ただし異物が入ると分解する。

11. 有害性情報

経口ラット LD50 : 805mg/kg (70%H₂O₂)

経口ラット LD50 : 1,518mg-H₂O₂/kg(9.6%H₂O₂) 雄ラット

経口ラット LD50 : 805mg-70%H₂O₂/kg 雄・雌ラット

経皮ウサギ LD50 : 690mg/kg(90%H₂O₂)

経皮ラット LD50 : 約 5,000mg/kg

吸入(蒸気)ラット LC50 : 1,438ppmV

吸入(ミスト)ラット LC50 : 0.46-1.00mg/L(90%H₂O₂)

接触した場合は眼、皮膚に対して激しい反応がある。眼に関しては、洗い流さず適切な処理を取らないと失明の可能性もある

飲み込み、気道に侵入すると有害

12. 環境影響情報

湖沼や川などに直接流さないようにする。

13. 廃棄上の注意

PH を中性に調整し規制条例に基づき処理をする。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連分類 : 等級(クラス) 5.1(酸化性物質)

副次危険性等級 8 (腐食性物質)

国連番号 : 2014

品名(国連輸送名) : HYDROGEN PEROXIDE, AQUEOUS SOLUTION, STABILIZED

容器等級 : II

海洋汚染物質 : 非該当

国内規制

・陸上輸送

毒物及び劇物取締法 劇物(包装等級 II)

法で規定する容器を使用し、容器表示を行う。

収納口は上方に向け、運搬時の積み重ね高さは、3 m以下にする。

運搬に際しては容器に漏れないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にを行う。

可燃性物質、高圧ガス等との混載を避けることが望ましい。

車両等によって運搬する場合は、荷送人は運送人に対し事故時の応急措置を記載した文書を交付する。

・海上輸送

船舶安全法 個品運送(危険物、酸化性物質類)(容器等級 II)

告示等で規定する容器を使用し、容器表示を行う。

旅客船以外の船舶には甲板上積載、旅客船には積載禁止。熱源から遠ざける。

甲板上積載において、金属粉末、過マンガン酸塩及び可燃性物質から 6m以上離して積載する。

・航空法 酸化性物質(等級 2)

航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示に規定する容器を使用し、容器表示を行う。

火薬類（隔離区分がSのもの除く）、引火性液体、自然発火性物質

その他の可燃性物質、腐食性物質と隔離する。

緊急時応急措置指針番号 140

15. 適用法令

安衛法(労働安全衛生法) : 危険物 酸化性の物（令別表第1）

50kg 以上取り扱う設備は化学設備に該当し、設置の際には所轄労働

基準監督署への届け出が必要。（法第 88 条）（除外規定あり）

法第 57 条 表示対象物質(過酸化水素)

法第 57 条の 2 通知対象物質(過酸化水素)

安衛則第 594 条、皮膚障害物に該当(過酸化水素)

毒物及び劇物取締法 : 劇物

化学物質排出把握管理促進法: 非該当

消防法 : 非該当

化審法 : 優先評価化学物質（過酸化水素）

船舶安全法 : 危険物 酸化性物質類・酸化性物質（船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第 1）

容器等級Ⅱ

航空法 : 爆発物等 酸化性物質類・酸化性物質（航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示別表第 1）等級 2

海洋汚染防止法 : （船舶バラスト積送時）有害液体物質
（環境大臣が）Y 類物質と同程度に有害であるものとして指定する物質

水質汚濁防止法 : 指定物質（法第 2 条第 4 項、施行令第 3 条の 3）（過酸化水素）

港則法 : 酸化性物質（法 21 条第 2 項、則第 12 条）
（港則法施行令規則の危険物を定める告示）

危険物を積載した船舶が特定港に入港する時、港の境界外で港長の
指揮を受けなければならない。

道路法 : 危険物（令第 19 条の 13）

道路管理者(日本道路公団等)がトンネルごとに危険物の種類、積載方
法等について公示しており、通行が制限されている。（規則第 4 条の
10、危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれにトンネルの通
行の禁止又は制限の公示）

16. その他情報

記載内容は、現時点で入手できるデータに基づいて作成しておりますが、いかなる保証をなすものではありません。

注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いの場合にはその限りではありません。